平成２７年（フ）第３７号
山口県岩国市南岩国町３丁目３番16―104号
債務者　河本　幸子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山近　繁之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第４０２号
名古屋市港区宝神４丁目1703番地　宝神荘７棟403号
債務者　**徳**井　秀俊
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　晋也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月19日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３８０号
名古屋市港区南十番町３丁目７番地の８　八名荘205号
債務者　藤　　英人
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山智映子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３７８号
札幌市中央区南５条西８丁目７番地１　吉田ビル701号
債務者　北島　英雄
1　決定年月日時　平成27年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　光洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８２９号
愛知県海部郡大治町大字砂子字犬飼1766番地の１　パレス第一大治Ａ601号室
債務者　加藤　　勲
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土井　洋佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３１３号
名古屋市熱田区桜田町15番８―402号　桜田団地
債務者　服部　公一
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　智洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月26日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２７号
埼玉県所沢市緑町４―１―22　エールプラザ202号、住民票上の住所神奈川県藤沢市城南２丁目３番20号
債務者　成田一剛こと　盧　　東鉉
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　亮淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３７１号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番18―301号　新鶴団地
債務者　横塚　雅人
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　勇気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月27日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３０号
秋田県山本郡三種町鯉川字上谷地100番地
破産者　大山　吉美
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第４３号
札幌市東区北33条東５丁目１番19―702号
破産者　柴田　俊博
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４２４号
札幌市西区八軒９条西10丁目１番63号　ビッグバーンズマンション八軒Ⅱ―103号
破産者　長谷山幸生
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４０号
仙台市若林区上飯田２丁目19番13号
破産者　高橋　秀次
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８７号
群馬県前橋市問屋町２丁目９番地42
破産者　伊藤絵里奈（旧姓岸）
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２７９号
さいたま市岩槻区城南１丁目５番２号
破産者　今村　康男
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２８０号
さいたま市岩槻区城南１丁目５番２号
破産者　近藤　光枝
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３３４号
埼玉県上尾市大字原市1279番地３　東和パークハイツ上尾105
破産者　西出　牧子
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４４１号
埼玉県川口市栄町１丁目４番７号　セリジュ川口107号、旧住所埼玉県川口市南鳩ヶ谷３丁目２番５号　中村荘101号
破産者　石橋　泰宏
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係